

大阪府指定出資法人における役職員の採用等に関するガイドライン

本ガイドラインは、指定出資法人（大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例に規定する法人を定める規則第1条及び第2条で定める法人をいう。以下「法人」という。）の役員選任及び職員採用における手続の公平性・透明性を向上させ、もって適正な法人運営を確保することを目的とする。

（役職員の採用等に関する基本的な考え方）

1. 法人の役職員には、広く業務にふさわしい人材を求め、それぞれの職務に最適な人材を充てるものとする。

（役員を選任）

2. 役員数については、法令等の定めに基づき適正な法人運営を確保するために必要な数にとどめ、その時々¹の事業内容等に応じて増減する。
3. 役員（無報酬又は日払い報酬の非常勤、あて職及び府派遣職員を除く。）の選任に際して、次の各号に該当する場合は、公募手続を行うものとする。
 - （1）府の管理職の職員であった者若しくは府の勤続期間が20年以上の職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）又は府の管理職の職員若しくは府の勤続期間が20年以上である職員（以下「府退職者等」という。）を対象とする場合
 - （2）前号に定める公募手続により役員に就任した者を選任の対象とする場合
4. 前項の公募手続を行うにあたっては、募集対象の役員の職務内容、期待する能力、応募資格、受付期間、選考方法、任期・報酬等を具体的に開示する。また、府退職者等が選考に際して有利となるような募集要件をつけないものとする。なお、募集要件については、大阪府指定出資法人評価等審議会に報告するものとする。
5. 第3項の公募手続を行うにあたっては、受付期間を1カ月以上とするとともに、府法人所管部局を通じて報道発表を行うものとする。また、必要に応じて就職支援会社等を活用するものとする。
6. 第3項の公募手続を行うにあたっては、選考委員会を設置するものとする。当該委員会の選考委員には、業界に通じかつ独立性を有する外部有識者を選任するとともに、団体業務の円滑な遂行の観点から、団体固有役職員をできる限り選任するものとする。なお、選考委員会の構成については、府関係者（府派遣職員の役職員、府退職者等の役職員及びあて職役員を含む。）が全選考委員の半数を下回るものとする。
7. 第3項の公募手続により役員を選任を行った場合、選任後は、速やかに選考の経過及び理由を公表するものとする。
8. 次の各号のいずれかに該当する場合は、公募手続を行わずに府退職者等を役員に選任することができる。

- (1) 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、当該法人の事務又は事業を実施する上で府退職者等を役員に就任させる必要があるものとして府が同意しているとき。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、府が同意しているとき。

- ア 公募を実施した結果、応募がない場合であって、府退職者等を役員に就任させる必要があることについて客観的に合理的な理由がある場合
- イ 役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により専ら当該法人の事業経営を支援するため府退職者等を暫定的に就任させる必要がある場合

9. 前項第1号に該当する場合は、大阪府指定出資法人評価等審議会に意見を聴くものとする。また、前項第2号に該当する場合は、同審議会に報告するものとする。

(役員報酬額等)

10. 役員の報酬額その他の事項は、大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領の規定に基づくものとする。

(職員の採用)

11. 職員の採用は、公募手続等、公平・公正な手続により選考するものとし、募集期間については、特別の事情がある場合を除き、2週間以上とする。なお、採用に際して、府退職者等も対象とする場合は、公共職業安定所(ハローワーク)の職業紹介事業や公募手続等により募集するものとする。

(その他)

12. 本ガイドラインにおける「公募手続」は、法人のホームページに募集情報を掲載し、かつ府ホームページに募集情報一覧を掲載し、法人のホームページにリンクすることを要件とする。
13. 府退職者等が法人に応募するに際しては、大阪府職員基本条例の手続を経るものとする。
14. 監事又は監査役については、原則として公認会計士等や法人業務に通暁した者を外部から登用するものとする。

附 則

(施行期日)

平成26年2月27日施行とする。ただし、第12項のみ平成26年4月1日実施とする。

附 則

本ガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. 本ガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 改正後の本ガイドライン第8項及び第9項の規定は、令和7年4月1日以後に就任する役員を対象とする場合に適用することとし、同日前に就任する役員を対象とする場合は、なお従前の例による。